

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び  
「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について  
(概要)

## 1. 背景

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、地域公共交通会議又は運営協議会を主宰する自治体から合意の方法について「地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したとみなす取扱いを可能とすること。」との提案等がなされたところ。

これに対し、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）において、「地域公共交通会議等（地域公共交通会議又は運営協議会（施行規則51条の2）をいう。以下同じ。）における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。」等とされたところ。

については、上記を踏まえ、地域公共交通会議等の議決方法等について「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」を一部改正。

## 2. 概要

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正

- ア. 道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、明記する。

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正

- ア. 合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化する。
- イ. 合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合には、更なる協議は不要であることを明確化する。
- ウ. 地域公共交通会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、地域公共交通会議等に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること、書面による協議を行うこと、協議が不要な報告事項にすること等により手続の簡素化が可能であること。
- エ. 軽微な変更として扱う事項を例示する。